

介護保険制度下での居宅サービス及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の対価に係る医療費控除の取扱いに関するQ & A

老健局振興課
計画課

介護保険制度下での居宅サービス及び指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用料領収証について、平成12年6月12日付事務連絡で様式例が示されているが、この様式例通りの領収証でなければ、確定申告の際に医療費控除の対象にならないのか。

（答）

- 1 平成12年6月12日付事務連絡の様式例によらない領収証であっても、介護保険法の規定に基づく所定の記載事項に加えて、居宅サービスの場合は「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」、指定介護老人福祉施設の場合は「指定介護老人福祉施設事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
- 2 なお、既に発行した領収証がある場合など、1に示した項目が領収証に記載できないときは、領収証のほかに、利用者が確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービスの場合は「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」、指定介護老人福祉施設の場合は「指定介護老人福祉施設事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」を記載した書面を交付してください。

- 平成12年6月12日付事務連絡中の老発第509号（介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて（照会））より抜粋

4 領収証

法第41条第8項（第53条第4項において準用する場合を含む。）及び規則第65条（第85条において準用する場合を含む。）に規定する領収証に、3の対象費用の額を記載する。（別紙様式例参照）

なお、既に発行した領収証がある場合や介護保険施行後、当面この様式例に依り難い場合においては、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスを提供する事業者は、領収証のほかに、利用者が医療費控除を受ける場合の、確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象となる金額を記載した書面を交付する。

(様式例)

居宅サービス利用料領収証

(平成 年 月分)

利用者氏名					
費用負担者氏名				続柄	
事業所名及び住所等		印 (住所:)			
居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者名					
NO	サービス内容/種類		単価	回数	利用者負担額(保険対象分)
①					円
②					円
③					円
④					円
⑤					円
NO	その他費用(保険給付対象外のサービス)		単価	回数	利用者負担額
①					円
②					円
③					円
領収額		円			領収年月日 平成 年 月 日
うち医療費控除の対象となる金額		円			

(注)

- 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。
なお、利用者自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、居宅サービス事業者は、居宅介護支援事業者名の代わりに当該市町村名を記入してください。
- 2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用(保険給付対象外サービス)」欄に記載してください。
- 3 訪問介護事業者にあっては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額(保険対象分)のうち家事援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額(保険対象分)の合計額を記載してください。
- 4 この領収証を発行する居宅サービス事業者が訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についても併せて記入してください。
- 5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。